

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（試験研究機関改革推進室）	35
○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 ……………（法制文書課）	35
○農地保有合理化事業の実施に関する規程承認……………（農業経営課）	35
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	36
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業支援課）	36
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	36
○土地改良事業の施行の同意……………（農業施設管理課）	36
○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課）	36
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	37
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	38
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	38
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	38
○道路の供用の開始……………（道路課）	38
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課）	38
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	39

告 示
北海道告示第374号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成21年 5 月22日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道立試験研究機関情報ネットワークシステム開発等業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成21年 4 月24日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
 - 住 所 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地
- 随意契約に係る契約金額
106,050,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道総務部行政改革局試験研究機関改革推進室
 - 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道告示第375号

平成 6 年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

調理師試験の項中「北海道保健福祉部保健医療局健康推進課」を「北海道保健福祉部保健医療局健康安全室」に改める。

クリーニング師試験の項及び製菓衛生師試験の項中「北海道保健福祉部保健医療局食品衛生課」を「北海道保健福祉部保健医療局健康安全室」に改める。

登録販売者試験の項中「北海道保健福祉部保健医療局医務業務課」を「北海道保健福祉部保健医療局医療政策業務課」に改める。

北海道告示第376号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 7 条第 1 項の規定により、そらち南農業協同組合から承認申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 農地保有合理化法人の名称 そらち南農業協同組合
- 農地保有合理化事業の種類 農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる事業）のうち、農用地等を借り入れて、当

該農用地等を貸し付ける事業
3 承 認 年 月 日 平成21年 4 月 6 日

北海道告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。
平成21年 5 月22日

	北海道知事 高 橋 はるみ
認可年月日	土地改良区名
平成21. 5. 11	篠津中央土地改良区
同	留辺蘂土地改良区

北海道告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、次の土地改良施設
に係る管理規程を認可した。
平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ		
土地改良区名	土 地 改 良 施 設 名	管 理 規 程 の 概 要
恵庭土地改良区	ユカンボシ取水堰	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	ルルマップ川第2取水堰	同
同	柏木川第3取水堰	同
同	柏木川第4取水堰	同

北海道告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について
道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成21年 5 月26日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に
基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすること
ができる。
また、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服
がある者は、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北
海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の
取消しの訴えを提起することができる。
平成21年 5 月22日

			北海道知事 高 橋 はるみ
地区名	事	業	の 種 類 縦 覧 場 所
南剣淵	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕	（暗きょ排水、区画整理、客土、農業用排水施設）	北海道上川支庁
北音更	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕	（農業用排水施設、農業用道路、土層改良）	北海道十勝支庁

北海道告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1
項の規定により、平成20年 5 月14日、鹿追町の行う土地改良（幌内地区農山漁村活性化プロ
ジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用道路））事業の施行に同意した。
平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第381号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。
平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほくと上架修理工事 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 履行期日 平成21年 7 月 9 日から同年 8 月 7 日まで
 - (4) 履行場所 造船所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成21年北海道告示第 8 号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
 - (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有し、かつ、
認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め
るところにより、2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ
ならない。

ア 申請の時期 平成21年5月22日から同年6月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道水産林務部水産局漁業管理課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課） (2) 入札日時 平成21年7月1日 午後2時（送付による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課 イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-204-5486 (2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。 10 Summary	A. Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set B. Bid tendering date and time : 2:00 P. M., July 1, 2009 (If mailed, bids must arrive at no later than 2:00 P. M., July 1, 2009.) C. Contact point for notice : Fisheries Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-204-5486 北海道告示第382号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成21年5月22日 北海道知事 高橋 はるみ 1(1) 保安林の所在場所 稚内市大字宗谷村字宗谷186 (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 保安林の所在場所 稚内市大字宗谷村字増幌753の1・810（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、743の1から743の3まで、744、753の2、753の3 (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）
--	---

北海道告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町太田宏陽1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 社会福祉施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更271・272（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松前町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 瑞穂東川線	上川郡東川町1074番83地先から 上川郡東川町806番1地先まで	平成21. 5.22 午前11時

北海道告示第387号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 5 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河川の名称 二級河川厚沢部川水系目名川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成21年 5 月22日
- 3 廃川敷地等の位置
- (左岸) 檜山郡厚沢部町字美和899番1地先から同美和900番2地先まで、同美和900番2地先から同美和908番4地先まで、同美和1618番3地先から同美和53番1地先まで、同美和51番1地先から同美和46番1地先まで
- (右岸) 檜山郡厚沢部町字美和1350番2地先から同美和1479番地先まで、同美和1479番地先から同美和1478番1地先まで、同美和1524番1地先から

同美和1538番地先まで、同美和1595番地先から 同美和1598番地先まで 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 12,622.93㎡	10,001枚から30,000枚まで 1枚当たり 1.04円 30,001枚から50,000枚まで 1枚当たり 0.80円 50,001枚以上 1枚当たり 0.80円
支 庁 告 示	イ 複写機の賃貸借契約 その2 月額基本料金 100円 複写料金 1枚から2,000枚まで 1枚当たり 3.90円 2,001枚から5,000枚まで 1枚当たり 3.90円 5,001枚以上 1枚当たり 3.90円
北海道渡島支庁告示第59号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年5月22日 北海道渡島支庁長 寺 山 朗 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ア 複写機の賃貸借契約 その1 (1月当たりの単価及び1枚当たりの単価) イ 複写機の賃貸借契約 その2 (1月当たりの単価及び1枚当たりの単価) ウ 複写機の賃貸借契約 その3 (1月当たりの単価及び1枚当たりの単価) 2 調達台数及び調達予定数量 ア 複写機の賃貸借契約 その1 2台 1月当たり 68,000枚 イ 複写機の賃貸借契約 その2 1台 1月当たり 5,100枚 ウ 複写機の賃貸借契約 その3 1台 1月当たり カラー 4,700枚 モノクロ 700枚 3 落札を決定した日 平成21年3月17日 4 落札者の氏名及び住所 ア 複写機の賃貸借契約 その1 (1) 氏 名 大丸藤井株式会社 (2) 住 所 函館市西桔梗町595番地1 イ 複写機の賃貸借契約 その2 (1) 氏 名 株式会社加藤栄好堂 (2) 住 所 亀田郡七飯町本町4丁目5番1号 ウ 複写機の賃貸借契約 その3 (1) 氏 名 株式会社加藤栄好堂 (2) 住 所 亀田郡七飯町本町4丁目5番1号 5 落札金額 ア 複写機の賃貸借契約 その1 月額基本料金 74,400円 複写料金 1枚から10,000枚まで 1枚当たり 1.30円	ウ 複写機の賃貸借契約 その3 月額基本料金 100円 複写料金 (カラー) 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 8.0円 1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 8.0円 3,001枚以上 1枚当たり 8.0円 (モノクロ) 1枚以上 1枚当たり 2.0円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 一般競争入札の公告 平成21年1月30日付け北海道渡島支庁告示第4号 8 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島支庁産業振興部農村振興課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

